

津別消防庁舎建設基本構想（案）



美幌・津別広域事務組合 津別消防庁舎撮影（平成30年7月現在）

平成30年8月

美幌・津別広域事務組合

津別消防庁舎建設検討委員会

目 次

第1章	基本事項	
1	基本構想策定の趣旨	1
2	消防行政の現状	2
3	消防行政の課題	5
第2章	現状と検討経緯	
1	津別消防庁舎の現状	7
2	消防庁舎建設検討の経緯	8
第3章	基本方針と基本的機能	
1	新消防庁舎建設にあたっての基本方針	11
2	新消防庁舎の建設場所について	11
3	消防庁舎建設に関する基本的機能	12
第4章	新庁舎の規模	
1	施設想定	16
第5章	事業費	
1	事業費及び財源	18
第6章	スケジュール	
1	整備スケジュール	19
第7章	津別消防庁舎建設検討委員会	
1	津別消防庁舎建設検討委員会・視察等経過	20

第1章 基本事項

1 基本構想策定の趣旨

美幌・津別広域事務組合は、昭和46年12月1日、美幌町、津別町の2町により「美幌・津別消防事務組合」として発足し、その後、平成3年4月1日に「美幌・津別衛生事業組合」と統合し、名称を「美幌・津別広域事務組合」と改め今日に至っています。

この間、津別消防組織の人員、施設、装備等の消防力の充実強化を進め、住民の安全・安心の確保に努めてきたところです。

近年の消防行政を取り巻く環境は、急激に進む少子高齢化等による人口減少により、財政状況が一段と厳しさを増しているところですが、災害や救急等の出動体制を維持することは必要不可欠であり、複雑多様化する消防需用に即応するため、将来を見据えた消防力の計画的な整備が重要な課題となっています。

また近年、東日本大震災など予想を超える地震災害や集中豪雨による大規模自然災害の発生が相次いでいることから、不測の事態を想定した人命保護を最優先とする危機管理対策を講じ、町民の負託に応えるため、常に消防装備の進化等に対応し、計画的に消防力の充実強化を図っていくことが必要となっています。

こうした中、その中核となる現在の津別消防庁舎は、昭和47年に建設され築46年を迎え、庁舎全体の老朽化が進んでいます。また、現在、津別町では役場庁舎も築60年となり、耐震強度が不足していることから、地方創生事業と連動し、「複合庁舎建設等まちなか再生基本計画」づくりが進められているところです。計画の策定にあたっては、これまで2回の住民懇談会が開催されていますが、このいずれの懇談会においても住民の安全・安心のためには、消防庁舎の建替えも検討すべきとの意見が多く出されたところです。

こうしたことを踏まえ、平成30年に消防庁舎の耐震診断を行なったところ、震度6以上で倒壊する危険性があり、仮に倒壊しなくとも相当のダメージを受けることが容易に想定され、消防活動の拠点施設として機能しないことが判明したところです。

以上の状況を勘案し、建物にあたっては、地方交付税が措置される「緊急防災・減災事業債」が適用される平成32年度までの建設を目指し、津別消防団本団・第一分団詰所を併設した消防庁舎を整備することとし、平常時においては、防災に関する研修や訓練の場として防災教育などを行い、災害時においては消防活動の拠点とするため、津別消防庁舎建設基本構想を策定したものです。

(2) 消防庁舎の現況

敷地面積	6,081.29 m ²
区域区分	区域外
用途地域	法22条地域
防火地域	なし
建 物	構造：鉄筋コンクリート造／延面積 995.561 m ²
建築年月	昭和 47 年

昭和32年に建てられた庁舎の老朽化と職員数の増加により、昭和47年に現在の「津別町字新町1番地」に消防庁舎を新築移転し、46年が経過しました。

この間、町民の救急に対する需要が年々増大する中、迅速かつ円滑な緊急通報の受信・出動指令に対処するため、平成21年12月に「高機能消防指令システム」を導入し、美幌消防署・津別消防署の出動指令業務を消防本部で行う「通信指令業務の一元化」を開始しました。

また、携帯電話の普及や通信技術の進歩に伴う逼迫した電波環境を改善する電波法改正により、平成24年度に消防救急デジタル無線の整備を実施し、平成25年4月1日より全道に先駆けて本運用を開始するなど、これまでに消防の高度化に的確に対応するため、必要に応じて随時施設改修を行ってまいりました。

しかし、津別消防庁舎は、耐震診断の結果耐震性がなく、震度6以上で倒壊する危険性があり、大規模地震の際には消防活動拠点施設として機能しないと判定されました。

(3) 消防力の現状

目標とされる消防施設及び人員は、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示1号）に示されており、現在の津別消防署は、人員、車両、資機材は水準を満たす体制ではありますが、消防庁舎においては、耐震性が無く、老朽化が進み、また消防車両の大型化に伴い狭隘となり、当組合における実情と地域特性、そして広域連携も考慮した中で計画的に消防力の充実強化を図ることが必要です。

消防力の整備指針で示される当組合の基準消防力と現有消防力の比較、及び消防職員・団員の定数は、次表のとおりとなります。

【消防力の整備指針による基準消防力と現有消防力の比較】

(平成27年度消防施設整備計画実態調査総括表による)

署所数・消防車両数		算定数	整備数	不足数	備考
署所数	組合計	2	2		
	美幌町	1	1		
	津別町	1	1		
消防車両数	◎消防ポンプ自動車				
	組合計	12	12		
	美幌町	6	6		※消防署管理分+消防団管理分
	津別町	6	6		
	◎はしご車				
	組合計	1	0	1	
	美幌町	1	0	1	※高所活動車を代替配備
	津別町	0	0		
	◎化学消防車				
	組合計	1	1		
	美幌町	1	1		※化学消防車に代えて泡放出装置を備えた消防ポンプ自動車を配備
	津別町	0	0		
	◎救急自動車				
	組合計	4	3	1	
	美幌町	3	2	1	※平成28年度1台増 整備済み
	津別町	1	1		
	◎救助工作車				
	組合計	1	0	1	
	美幌町	1	0	1	
	津別町	0	0		
	◎指揮車				
組合計	1	1			
美幌町	1	1			
津別町	0	0			

		算定数	整備数	率(%)	
消防水利	組合計	466	243	52.1	
	美幌町	338	178	52.7	
	津別町	128	65	50.8	

【美幌・津別広域事務組合職員定数条例】

(平成30年4月1日現在)

消防職員数		定数	現員数	率(%)	
組合計		76	68	89.4	
	本部・美幌消防署	55	50	90.9	
	津別消防署	21	18	85.7	

【美幌・津別広域事務組合消防団規則】

(平成30年4月1日現在)

消防団員数		定数	現員数	率(%)	
組合計		225	188	83.5	
	美幌消防団	110	95	86.3	男性84名、女性11名
	津別消防団	115	93	80.8	男性83名、女性10名

3 消防行政の課題

(1) 職員数と消防体制

当組合において今後整備すべき消防庁舎（拠点の位置、規模、機能）や職員数については、将来人口や人口密集度、産業構造、消防団組織の状況などを勘案し決定しなければなりません。

津別町の人口減少は、1961年（昭和36年）から既に始まっており、この減少傾向は、少子高齢化に伴う人口減少が要因であると検証されております。消防業務も時代とともに大きく変化する中、平成になると救急業務の増加が著しいことから、救急救命士と高規格救急自動車を整備し、高度な救命処置の提供に努めるとともに、出動体制の強化に対応してまいりました。

また、津別消防署では平成21年から常備警防体制一元化となり、消防隊5名（救急隊兼務）を最高当直人員として運用しており、この消防体制を堅持することが必要であると考えます。

しかし、津別消防署の職員数は、現在18名（日勤2名・当直16名）となっておりますが、組合の条例定数21名に対し3名の職員不足となっており、消防学校入校・研修会等による職員の出向に伴い人員が慢性的に不足している状況であります。

大量退職期が一段落を終えたところでありますが、災害や救急の現場経験が不足している職員が増えており、経験豊富なベテラン職員からの知識と技術の伝承を行い消防体制の質の向上を図ることが、緊急の課題となっております。

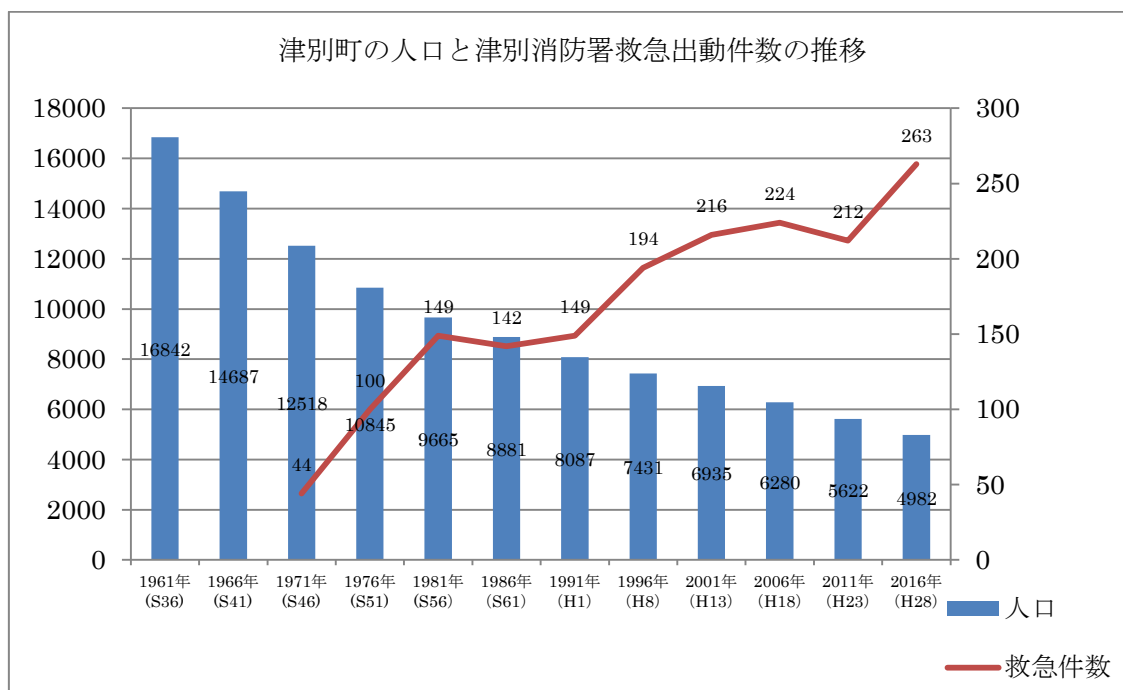
(2) 火災・救急の発生件数の推移と消防体制

火災については、ここ10年間では平成20年に12件（組合管内では27件）の最多火災件数を記録しています。救急については、近年200件前後（組合管内では1,100件前後）で推移していますが、平成28年には263件（組合管内では1,174件）で津別消防署では過去最多の出動件数となっております。

救急搬送人員の71%は65歳以上の高齢者であり、組合管内人口は減少の一途をたどっていますが、今後においても少子高齢化による高齢者比率の上昇に伴い、これまで以上に救急需要は増加していくことが予測されます。

当組合では、通信指令業務の一元化に合わせて警防体制の共同運用を開始し組合管轄区域内の火災・救急・救助の初動体制の充実強化を図っています。

今後においても、人員と車両・資機材等の効果的運用を維持し、確実な消防・救急活動の実践により、被害の軽減、救命率の向上を図り、住民に求められている安全・安心を確保することが重要な責務であります。



(3) 消防団(非常備消防)の現状

津別町においても高齢化と過疎化の進行、就業形態の変化が大きく影響し、消防団員の確保が難しい状況が続いており、団員報酬や出動手当の改正による処遇改善、事業所への協力依頼などの入団促進を行っているところですが、増員には至っておらず、団員確保に苦慮しているのが現状です。

消防団は、地域防災の中核を担う重要な存在であり、地域密着性や即時対応力・要員動員力を活かし多岐にわたり活躍しております。特に大規模災害時には、地域実情を把握している消防団による迅速な避難誘導・支援及び救出活動などに対する住民の期待は高く、代替性のない存在となっています。

消防庁舎建設にあたっては、消防団活動の拠点施設として位置付け、参集・待機場所を確保するとともに、消防団員の教育・訓練に活用する機能を充実し、地域防災の強化に向けて消防団を含む消防関係機関（後援会・防火協会・防管連・危安協）の会議、研修、教養の場として多目的に使用できる居室や講堂などの施設を整備する必要があります。

(4) 女性活躍推進法等の対応

人口減少社会を迎え、防災力の低下が懸念される中、多様化・大規模化する災害に的確に対応するために、これまで以上に自助・共助・公助が一体となって地域防災力を発揮することが必要であり、現在の地域社会では、女性が人口の半分を占め、公助を担う消防においては、より多くの女性消防職員や女性消防団員が参画、活躍することで、消防・防災体制の向上に寄与するものであります。また、全国的に女性消防団員が増加傾向にあり、津別消防団にも10名が在団しておりますが、現消防庁舎には女性に配慮した環境が整備されていない状況であるため、女性専用区画を配置するなど利便性の向上を図る施設整備を行う必要があります。

第2章 現状と検討経緯

1 津別消防庁舎の現状

(1) 現状の施設の耐震性能と老朽化

平成23年3月に発生した東日本大震災により耐震化が社会の大きなテーマとなったことから、不特定多数が利用する一定規模以上の特定建築物は耐震化が義務付けられました。これに伴い、「官庁施設の総合耐震計画基準」により、災害時に拠点として機能すべき消防施設として、平成30年度に消防庁舎の耐震診断を実施した結果、耐震性に問題があることが判明し、震度6以上で倒壊する危険性があり、大規模地震の際には消防活動拠点施設として機能しないことが判明しました。

現庁舎は、昭和47年に建設され46年が経過しています。単なる部分修繕では対応できない状況であり、1階は、壁や柱が少ない車庫空間が床面積50%を占めていることと耐力の少ない柱が、2階は、耐力が少ない柱が、望楼は、壁が少ないため偏りが影響し、耐震基準を満たしていないと耐震診断の結果が出され、抜本的な大規模改修又は改築の整備が必要と判断されました。

(2) 車庫の狭隘、駐車場・訓練場スペース不足

現消防庁舎の車庫は、建設当時の車両台数8台の大きさを基に設計されているため、広報車、消防バス等の車両の増加や消防車両の大型化で狭隘となり、車両間隔の不足によりドアの開閉や乗降に支障を来し、安全迅速な出動の妨げとなっています。また、別棟で車庫を建設し車両を分散しているため、車両運用上災害出動時に利便性が悪い状況です。さらに、消防・救急・救助などの資機材の保管場所、救急業務における隊員及び資機材の消毒専用区画がなく、感染防止等の安全対策が万全ではありません。

駐車場は、一般来庁者用としては十分な広さが確保されていますが、災害時に駆けつける消防職員及び消防団員と出動動線が交差しない駐車スペースの確保が必要であり、隣接用地の取得や賃借で対策を講じていますが、依然として問題解決には至っていません。

訓練場は、庁舎車庫前を使用し、訓練を行っているところですが、狭隘のため災害等を想定した車両出動訓練に不向きであり、また、車庫前のアスファルトは凸凹状態であり、訓練時に事故や怪我に繋がる状況にあります。

(3) 庁舎内設備の老朽化

現消防庁舎の生活スペース（食堂・仮眠室・洗面所など）と執務スペース（事務室・給湯室など）の現状については、全ての設備が老朽化し機能低下が著しい状況であり、抜本的な設備改修には多額の費用を要するため部分的な修繕で対応しており、年々、維持管理に関する経費が増加傾向にあります。特に電気暖房機においては、触媒ガス（フロン）が漏れるなどして支障が生じており暖房効率が非常に悪い状態にあります。また、洗面所や台所、トイレの污水管などはピット内部や躯体に布設されているため、詰まり箇所等の特定が難しく配管の交換が困難となっており汚物排出の処置を行っています。

庁舎本体においても、屋上防水の劣化による漏水、外壁コンクリートの経年劣化によるひび割れ、窓枠・サッシの変形による雨漏りや気密性低下が見られるなど、劣悪な執務環境となっています。さらに、消防庁舎北側には、現在使用していない暖房用ボイラー煙突が設置されており、煙突内部にはアスベストが残存しております。

2 消防庁舎建設検討の経緯

現在の消防庁舎は、鉄筋コンクリート構造（一部鉄骨造）地上2階建てで、昭和47年の建設から46年が経過し老朽化が顕著であることから、平成30年度に耐震診断を実施した結果により、それに伴う補強案を作成し議論を行いました。

耐震化の対策として、耐震補強工事と機能維持工事、長寿命化工事を検討しました。

耐震補強工事は、車庫出入口の一部を塞ぎ耐震壁を増設し、事務室、仮眠室、待機室、会議室にも耐震壁を増設する工事となるため、工事中の機能維持をするための対策が必要となります。さらに2つの塔屋（望楼、ホース乾燥塔）は機能を維持したままでの補強が難しく、新たにサイレン・アンテナ塔・ホース乾燥塔を整備する必要があります。耐震壁の増設により車両を格納する面積が減少してさらに狭隘化が進むことで、車両出動時に事故危険の増大や車両・資機材の点検整備が車庫内で実施できない等の弊害が発生します。

機能維持工事は、事務室・仮眠室・電気室・給湯室などの仮設庁舎建設、東側車庫の出入口が塞がるため、別棟で車庫を建設し、サイレン・アンテナ塔やホース乾燥塔の建設工事が必要となります。

長寿命化工事は、外壁・屋根の改修や建具の改修工事となります。

耐震補強工事で耐震性の向上を図ることは可能ですが、既存躯体の供用期間は延長するものではありません。一般的な鉄筋コンクリート造の建物の供用期間は65年と言われており、消防庁舎を適正に維持補修しても残存耐用年数は15年程度です。そのため、耐震補強工事における費用対効果は著しく低下し、新消防庁舎に建替えることが望ましいと判断され建設を検討することとしました。

【構造判定耐震指数（判定結果）】

消防庁舎の基準（ I_{so} 値） 0.81 > 現消防庁舎の基準（ I_s 値） 0.306
--

【参考】

構造耐震判定指標（ I_{so} 値）：耐震診断結果を判定する際の指標値 構造耐震指標値（ I_s 値）：構造体の耐震性能を示す指標値 $I_{so} \leq I_s \rightarrow$ 安全（想定する地震動に対して所要の耐震性を確保している） $I_{so} > I_s \rightarrow$ 耐震性に問題あり 本施設：耐震判定基本指標：0.6、地域係数：0.9 災害応急対策活動に必要な施設・救護施設：1.5 $I_{so} = 0.6 \times 0.9 \times 1.5 = 0.81$
--

(1) 耐震性の調査結果

津別消防庁舎耐震調査結果【平成30年度実施】

階	方向	構造耐震指標 (I_s 値)	構造耐震判定指標 (I_{so} 値)	耐震性
1階	X方向（東西）	<u>0.434</u>	0.810	無し
	Y方向（南北）	<u>0.306</u>		無し
2階	X方向（東西）	<u>0.546</u>		無し
	Y方向（南北）	<u>0.689</u>		無し

津別消防庁舎(望楼)耐震調査結果【平成30年度実施】

階	方向	構造耐震指標 (I_s 値)	構造耐震判定指標 (I_{so} 値)	耐震性
3階	X方向（東西）	<u>0.601</u>	0.810	無し
	Y方向（南北）	<u>0.070</u>		無し
4階	X方向（東西）	0.827		有り
	Y方向（南北）	<u>0.120</u>		無し
5階	X方向（東西）	1.292		有り
	Y方向（南北）	<u>0.121</u>		無し
6階	X方向（東西）	<u>0.559</u>	無し	
	Y方向（南北）	<u>0.179</u>	無し	

(2) 補強案に関する費用

耐震補強	182,240千円
仮設庁舎（事務室・仮眠室・電気・給排水等）	46,000千円
車庫（別棟、RC64 m ² ）	23,000千円
サイレン・アンテナ塔	45,760千円
ホース乾燥塔（別棟）	20,000千円
増築部分解体新設	3,500千円
計	320,500千円

※上記補強工事に併せ、損傷及び老朽化著しい箇所の改修を行う場合の費用

外壁・屋根改修（雨漏り 194 m ² ）	31,340 千円
建具改修（窓 40 箇所、ドア 21 箇所）	61,120 千円
計	92,460 千円
合計	412,960 千円

第3章 基本方針と基本的機能

1 新消防庁舎建設にあたっての基本方針

現消防庁舎は、組合構成町（美幌町・津別町）の通信指令業務の一元化及び警防体制の共同運用の中核を担う重要な消防活動拠点施設であることから、被災による消防機能の消失を防ぎ消防活動の継続を図るために、災害に強い消防施設を整備します。

(1) コンセプト

- ① 確実・迅速な消防活動ができる庁舎
 - ・迅速な出動動線が確保できること。
 - ・耐震強度の基準が満たされていること。
- ② 限られた職員数で機能する庁舎
 - ・消防車両や消防資機材の保管・管理が容易にできること。
 - ・効率的で確実な活動を行えること。
- ③ 将来を見据えた庁舎
 - ・職員数の増減や女性職員採用などの職員状況の変化に対応できること。
 - ・無線や通信のシステム変更や消防車両の更新に対応できること。
- ④ 利用しやすい庁舎
 - ・来庁者が使いやすく、バリアフリーが施されていること。
 - ・来庁者にも分かりやすい動線とされること。
- ⑤ 経済性に富んだ庁舎
 - ・維持管理や改修が容易でかつ低コストであること。
 - ・省電力、冷暖房の効率化など、省エネルギー性能を目指すとともに、自然エネルギーの利活用も考慮すること。

2 新消防庁舎の建設場所について

(1) 建設場所の特定にあたり考慮した事項

- ① 駆付け通報の受理や災害時に職員及び団員が短時間で集合できる場所であり、津別町役場や津別病院などの市街地中心に近いこと。
- ② 消防車両の緊急出動の際に、幅員10m以上の道路に安全に出られること。

(2) 新消防庁舎敷地に隣接すべきと考えた機能

- ① 来庁者や災害時に駆けつける消防職員及び団員と出動動線が交差しない駐車スペースの確保
- ② 消防職員や消防団員の大規模火災想定訓練、山火事想定訓練などが実施できる屋外訓練スペースの確保
- ③ 降雪時の緊急出動で容易に除雪が出来るスペースの確保

以上の事から、旧Kニットが設置されている町有地を主に建設予定地としました。

【参考図】



3 消防庁舎建設に関する基本的機能

消防庁舎は、各種災害対応における中枢機関として、いついかなる場合でも活動拠点機能を有し、安全で耐久性に優れ、誰に対しても利用しやすく、町民の安心・安全のシンボルになる施設を目指します。

(1) 土地利用

- ① 緊急車両の道路への出入口は、迅速に出動できる動線を確認する。
- ② 緊急車両の安全な出動を確認する。
- ③ 訓練時の水の飛散や煙、音など周辺環境への配慮を行う。

(2) 建築計画

① 平面・動線計画

- ・ 諸室及びスペースの特性を把握し、機能性を重視した平面計画とする。
- ・ 緊急時に迅速な出動が出来る動線や、消防活動後の衛生面（汚れの持ち込みなど）に配慮した区画や動線計画とする。
- ・ 階段及び廊下は、明るく利用しやすい位置構成とする。
- ・ 執務スペース（事務室・給湯室など）と生活スペース（食堂・仮眠室・洗面所など）は完全分離とし、動きやすい動線とする。
- ・ 来庁者と玄関で交差しないよう職員用出入り口を分離する。さらに、来庁者の動線と消防職員・消防団員の動線を区別する。

- ・妊婦や障がい者用にバリアフリーの応接室を確保する。
- ② 断面計画
 - ・諸室及びスペースの特性を把握し、適切な階高設定・階層構成とする。
- ③ 構造計画
 - ・構造体の耐震に関する性能については、消防の災害時における救援機能の保持が必要なため、「官庁施設の総合耐震計画基準」（以下、「耐震計画基準」という。）により、耐震性に優れた庁舎を目指します。

【耐震計画基準の分類】

構造体耐震安全性の分類：I類
 建築非構造部材の耐震安全性の分類：A類
 建築設備の耐震安全性の分類：甲類

【参考】

国土交通省が制定した「官庁施設の総合耐震計画基準」は、官庁施設として必要な耐震性能の確保を図ることを目的として、官庁施設の地震による被害及びそれに伴う火災などの二次災害に対する安全性に関する基本的事項及び施設の維持管理について定めたものです。

大地震動に対する耐震安全性の目標は、構造体、建築非構造部材（仕上げ）、建築設備ごとに別表のように目標が定められています。

このうち、災害応急対策において特に重要な官庁施設については、構造体はI類、建築非構造部材はA類、建築設備は甲類が目標となります。

【大地震動に対する耐震安全性の目標】

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体 「柱・梁・基礎等」	I類	・大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる
		・必要保有水平耐力の割り増し 1.5
建築非構造部材 「仕上げ材」	A類	・大地震動後、災害応急活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる 【外部及び活動拠点室、活動通路等】
建築設備 「外壁仕上げ、建具、間仕切り、天井、屋根材等」 「電力供給、照明、通信連絡、給排水、衛生、空調、エレベーター設備等」	甲類	・大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
		・求められる機能についての信頼性の向上を図る ・不測の事態により、必要な設備機能を発揮できない場合を想定し、代替手段に配慮する

- ・各機器の荷重を考慮した構造計画とする。
- ・構造は、建築基準法に定める技術上の基準に基づく耐火構造と指定されるもの以外については、木などの使用も考慮し、愛林のまち・つべつを象徴する庁舎とします。

(3) 各諸室の計画

① 一般事項

- ・出動動線となる諸室にドアを設ける場合は、引き戸（もしくは片開き戸）とする。またドアの内外部は視認出来るようにする。
- ・出動隊諸室においては、迅速な行動がとれるよう配慮し、出動時の来庁者との接触衝突事故防止に配慮する。
- ・出動隊諸室及び指令端末装置の配置は、迅速な出動が可能となるよう動線に配慮する。
- ・2次感染・汚染防止や薬剤・資機材の温度管理を徹底する。
- ・会議・講習会・辞令交付等に利用できる場所を確保する。
- ・直射日光による執務への影響に配慮する。
- ・各机への電源・LAN・電話設備対応を行う。
- ・廊下・階段等は、出動時の職員の動線に配慮した効率的かつ、動きやすい造りとする。
- ・消防団員が災害時に待機できるように男女別の待機場所を確保する。
- ・職員の体力錬成訓練、実技訓練のできるスペースを確保する。
- ・現在別棟に収納している各資機材等の集約収納スペースを確保する。
- ・事務室や消防団員待機場所から出動車両や訓練状況が確認出来るように車庫前エプロン、訓練スペースを庁舎前庭に確保する。

② 各諸室の構成

区分	諸室
庁舎内	玄関ホール、職員用出入口、車庫、救急消毒庫、救急資機材庫、資機材倉庫、油庫、工具室、仮眠室（女性職員用含む）、リネン室、洗面室、洗濯室、浴室、脱衣所、ロッカー室、署長・団長室、事務室、食堂、消防団員待機詰所・講堂（本団・第1分団詰所及び女性団詰所含む）、体力錬成室、書庫、ホース乾燥塔、タイヤ収納庫、出動準備室、ホース収納棚、資機材洗浄スペース、資器材乾燥室、防災備蓄庫、応接室、印刷室、給湯室
その他	発電機室、機械室、階段室、男女トイレ（各階）、多目的トイレ（1階）、ポンプユニット
附属建物等	車両転回スペース、来客駐車場、職員駐車場、駐輪場

③ 職員・団員数算定条件

- ・職員数 消防職員18名（津別消防職員16名、美幌交流職員2名）なお、災害対応時は美幌への交流職員3名がプラスされる。今後の見込みとして女性職員の配置も考慮する。

- ・団員数 定員65名であり実員50名（本団4名、第1分団36名、女性団10名）。（平成30年7月現在）

④ 車庫配置車両（平成30年7月現在）

車両名称	長さ×幅×高さ(c m)	総重量(k g)	備考
津別タンク1	893×249×316	19,920	
津別101	757×249×279	14,650	
津別102	916×249×322	21,975	
津別103	575×189×263	5,250	
津別104	575×189×262	5,570	
津別林野1	700×240×272	6,610	
津別601	699×208×281	6,655	
津別広報1	469×182×190	1,995	
津別広報2	484×188×226	2,660	
津別広報3	339×147×198	658	軽自動車
津別救急1	567×189×258	3,225	高規格救急車

第4章 新庁舎の規模

1 施設想定

消防署として機能するためには、執務スペースと職員の生活スペースを含め、当直職員の心身のストレスに配慮して、仮眠待機する部屋を個室化し、消防車両等の車庫、各種消防資機材を収納する格納庫、隊員が訓練をする訓練施設を整備する必要があります。

消防団として機能するためには、待機室（本団・第1分団、女性団詰所）兼講堂として使用し、女性のプライバシー保護として仕切りを入れるなど整備する必要があります。

庁舎は、地震その他の災害に強く、迅速な災害出動が出来る設計とし、低層建物を想定します。執務スペースと生活スペースを考えたうえで、必要最小限で計画します。

車庫は、消防車及び救急車が全車収納でき、各車両を点検整備するために十分な面積と高さが必要となります。また、車庫内に消防資機材格納庫等を設けて、災害時の活動の迅速化を図ります。

以上のことから、新津別消防庁舎の規模（総床面積）は、1,600㎡を想定します。

【消防庁舎面積拡大の主な理由】

「1 階」

① 出動準備室

現在の消防庁舎では、消防職員及び消防団員の災害用個人装備品は、収納する場所が無く、車庫の壁面や消防車両貨物室、ホース乾燥塔の空きスペースに分散して収納している状態です。また、災害出動の際は、着替える場所が狭隘のため出動に支障をきたしています。消防職員や消防団員の個人装備品を集約し安全迅速な出動動線を確保します。

② 多目的、男女別トイレ

現庁舎のトイレは男女兼用であるため、女性来庁用に女性専用トイレ、妊婦登録する女性や障がい者などの来庁者用に多目的トイレを設置します。

③ 救急車専用車庫

2次感染・汚染防止や薬剤・資器材の温度管理を徹底するため、他の車両や他の居室と区画をします。

「2 階」

① 書庫

現在の消防庁舎には書庫が無いため、別棟の旧消防職員住宅に書類を保管しています。庁舎内に書庫スペースを確保し、書類を整理整頓し保管します。

② 男女別トイレ

現消防庁舎のトイレは男女兼用であるため、女性来庁用に女性専用トイレを設置します。

③ 女性職員用スペース

現在の消防庁舎には女性職員用スペースはなく、将来の女性職員採用を考慮し、女性職員用スペースを確保します。「※女性活躍推進法」

④ 男性ロッカー室

現在の消防庁舎にロッカー室はなく、仮眠室にロッカーを並べて使用しているため、狭隘であり着替えに苦慮しています。職員のストレス軽減のため着替えをスムーズに行えるようにロッカー専用室を設置します。

第5章 事業費

1 事業費及び財源

事業費については、今後、基本計画の策定を通して庁舎の機能を具現化し、詳細に規模の算定を行い、それを基に具体的な積算を行うこととします。これまで述べたとおり、環境に配慮した経済性の高い庁舎を目指し、無駄を省いて建設費用の抑制に努めることを基本とします。

また、財源については、緊急防災・減災事業債を活用するなど負担軽減を図ります。

主な事業内容・事業費（総面積 1,600 m²）

【歳出関係】

① 旧Kニット取壊し

・実施設計委託	4,050 千円
・取り壊し工事	169,200 千円
計	173,250 千円

【歳入関係】

緊急防災・減災事業債（全額）
緊急防災・減災事業債（全額）
計 0 円（一般財源）

② 新消防庁舎建設工事

・地質調査	2,193 千円
・基本設計委託	17,432 千円
・実施設計委託	48,686 千円
・建設工事	778,672 千円
計	846,983 千円

緊急防災・減災事業債（全額）
一般財源（全額）
緊急防災・減災事業債（全額）
緊急防災・減災事業債（全額）
計 17,432 千円（一般財源）

③ 新消防庁舎外構工事

・実施設計委託	2,810 千円
・外構工事	37,400 千円
計	40,210 千円

緊急防災・減災事業債（全額）
緊急防災・減災事業債（全額）
計 0 円（一般財源）

④ 現庁舎取り壊し工事

・実施設計委託	3,618 千円
・取り壊し工事	36,556 千円
計	40,174 千円

一般財源（全額）
一般財源（全額）
計 40,174 千円（一般財源）

一般財源 57,606 千円

緊急防災・減災事業債 1,043,011 千円

第6章 スケジュール

1 整備スケジュール

建設にあたっては、地方交付税が措置される「緊急防災・減災事業債」が適用される平成32年度までの完成をめざし、平成30年度に基本構想を策定し、平成30・31年度中に測量・地質調査及び基本設計・実施設計を終了させ、消防庁舎本体の建設工事は平成32年度を予定しています。

(1)旧Kニット解体工事

- ・平成30年 8月30日 事業者選定・通知・発注・仮契約
- ・平成31年 7月31日 解体工事完了

(2)消防庁舎建設工事

- ・平成30年10月 地質調査 業務委託・業務選定・業務着手
- ・平成30年11月 基本設計 業者選定・業務着手
- ・平成30年12月 地質調査 完了
- ・平成31年 5月 基本設計 完了
- ・平成31年 6月 実施設計 業者選定・業務着手
- ・平成31年12月 実施設計 完了
- ・平成32年 4月 建設工事 業者選定・工事着手
- ・平成33年 3月 建設工事 完了

(3)外構工事

- ・平成31年 6月 実施設計 業者選定・業務着手
- ・平成32年 3月 実施設計 完了
- ・平成32年 4月 外構工事 業者選定・工事着手
- ・平成33年 2月 外構工事 完了

(4)現消防庁舎取り壊し工事

- ・平成33年 4月 業者選定・工事着手
- ・平成33年12月 取り壊し工事 完了

第7章 津別消防庁舎建設検討委員会

1 津別消防庁舎建設検討委員会・視察等経過

(1) 第1回津別消防庁舎建設検討委員会 平成30年 1月 9日(火)

① 構成

- ・委員長 笠川署長
- ・副委員長 藤田警防司令
- ・委員 長谷G主査、中村・工藤・輿石・阿部G担当

② 協議事項

- ・検討委員会の構成について
- ・当面する検討課題について
- ・消防庁舎視察場所の検討について

(2) 第2回津別消防庁舎建設検討委員会 平成30年 1月25日(木)

① 協議事項

- ・消防庁舎視察について

(3) 消防庁舎視察 平成30年 2月 6日(火)

① 視察場所

- ・釧路東部消防組合 厚岸消防庁舎
- ・釧路北部消防事務組合 弟子屈消防庁舎

② 出向者

- ・笠川委員長、藤田副委員長、中村・輿石委員

(4) 消防庁舎視察 平成30年 2月13日(火)

① 視察場所

- ・斜里地区消防組合 斜里消防庁舎

② 出向者

- ・笠川委員長、藤田副委員長、中村・工藤・阿部委員

(5) 消防庁舎視察 平成30年 2月15日(木)

① 視察場所

- ・北見地区消防組合 北見・留辺蘂消防庁舎

② 出向者

- ・藤田副委員長、長谷・工藤・中村・輿石委員

(6) 第3回津別消防庁舎建設検討委員会 平成30年 2月28日(水)

① 協議事項

- ・消防庁舎視察結果について
- (7) 第4回津別消防庁舎建設検討委員会 平成30年 3月14日(水)
 - ① 消防団出席者 津幡団長、坂下・高橋分団長
 - ② 協議事項
 - ・津別消防庁舎耐震診断(速報値)説明
- (8) 第5回津別消防庁舎建設検討委員会 平成30年 3月22日(木)
 - ① 消防団出席者 津幡団長、濱端・菊池副団長、坂下・高橋分団長
 - ② 協議事項
 - ・耐震補強と消防庁舎建設について今後の取組みを消防団と協議
- (9) 消防庁舎視察 平成30年 4月11日(水)～4月12日(木)
 - ① 視察場所
 - ・岩見沢地区消防事務組合 岩見沢消防庁舎
 - ・滝川地区広域消防事務組合 滝川・芦別・赤平消防庁舎
 - ② 出向者
 - ・消防本部 志賀次長以下6名
 - ・津別消防署 工藤、竹田・輿石委員
- (10) 第6回津別消防庁舎建設検討委員会 平成30年 4月13日(金)
 - ① 構成
 - ・委員長 藤田署長
 - ・副委員長 栗原警防司令
 - ・委員 中村・工藤G主査、竹田・阿部・輿石G担当
 - ② 協議事項
 - ・津別消防庁舎基本構想(素案)検討
 - ・津別消防庁舎建物面積検討について
- (11) 津別町政策調整会議 平成30年 4月23日(月)
 - ① 出席者 藤田署長
 - ② 協議事項
 - ・津別消防庁舎耐震診断結果(速報値)について
- (12) 第7回津別消防庁舎建設検討委員会 平成30年 4月26日(木)
 - ① 協議事項
 - ・津別消防庁舎建物面積検討について

- ・建物面積の検討
- (13) 消防庁舎建設打合せ 平成30年 5月10日(木)
- ① 出席者
 - ・役場 齊藤総務課長、伊藤住民企画課長、松木住民企画課財政G
主幹
 - ・消防 藤田署長、工藤G主査、竹田G担当
 - ② 協議事項
 - ・津別消防庁舎建設場所・建物面積について
- (14) 第8回津別消防庁舎建設検討委員会 平成30年 5月14日(月)
- ① 協議事項
 - ・津別消防庁舎建設外構面積・建物面積について
- (15) 消防庁舎建設打合せ 平成30年 5月21日(月)
- ① 出席者
 - ・役場 齊藤総務課長、伊藤住民企画課長、松木住民企画課財政G
主幹
 - ・消防 藤田署長、中村G主査
 - ② 協議事項
 - ・津別消防庁舎建設外構面積・建物面積について
- (16) 第9回津別消防庁舎建設検討委員会 平成30年 5月22日(火)
- ① 協議事項
 - ・津別消防庁舎基本構想(素案)について
- (17) 津別町政策調整会議 平成30年 5月31日(木)
- ① 出向者 藤田署長、栗原警防司令
 - ② 協議事項
 - ・耐震診断補強案について
 - ・津別消防庁舎建設場所について
 - ・津別消防庁舎建物・外構の規模について
- (18) 総務文教常任委員会 平成30年 6月 5日(火)
- ① 出向者 藤田署長
 - ② 協議事項
 - ・津別消防庁舎の耐震診断調査結果と今後の対応について

- (19) 産業福祉常任委員会 平成30年 6月 6日(水)
- ① 出向者 藤田署長
 - ② 協議事項
 - ・津別消防庁舎の耐震診断調査結果と今後の対応について
- (20) 第10回津別消防庁舎建設検討委員会 平成30年 6月 7日(木)
- ① 協議事項
 - ・総務文教・産業福祉常任委員会結果について
- (21) 第11回津別消防庁舎建設検討委員会 平成30年 6月15日(金)
- ① 構成
 - ・委員長 藤田署長
 - ・副委員長 栗原警防司令
 - ・委員 高橋・中村・工藤G主査、竹田・柏葉・興石・阿部
高橋G担当
 - ② 協議事項
 - ・津別消防庁舎建設に伴うスケジュールについて
- (22) 津別町政策調整会議 平成30年 7月23日(月)
- ① 出向者 藤田署長、中村G主査
- (23) 第12回津別消防庁舎建設検討委員会 平成30年 7月27日(金)
- ① 協議事項
 - ・津別消防庁舎建物面積について
 - ・津別消防庁舎基本構想(案)について
- (24) 第13回津別消防庁舎建設検討委員会 平成30年 8月 1日(水)
- ① 協議事項
 - ・津別消防庁舎建物面積について
- (25) 消防庁舎建設協議(正副分団長会議) 平成30年 8月 3日(金)
- ① 出席者
 - ・職員 藤田署長、高橋・栗原・柳澤警防司令・萬通信主幹、中村G主査
 - ・消防団 津幡団長、濱端・菊池副団長、坂下・高橋・今井・内田分団長、滝口・池森・大寺副分団長

- ② 協議事項
 - ・津別消防庁舎建設面積について

- (26) 消防庁舎建設打合せ 平成30年 8月 7日(火)
 - ① 出席者
 - ・役場 齊藤総務課長、伊藤住民企画課長、松木住民企画課財政G主幹
 - ・消防 署長、工藤G主査、竹田G担当

- (27) 消防庁舎建設協議(本団・第1分団幹部会議)平成30年 8月 7日(火)
 - ① 出席者
 - ・職員 藤田署長、高橋・栗原・柳澤警防司令・萬通信主幹、中村G主査
 - ・消防団 津幡団長、濱端・菊池副団長、坂下・高橋分団長、滝口副分団長、部長4名、班長6名
 - ② 協議事項
 - ・津別消防庁舎建設について

- (28) 消防庁舎建設打合せ 平成30年 8月14日(火)
 - ① 出席者
 - ・役場 町長、副町長、教育長、齊藤総務課長、伊藤住民企画課長
 - ・消防 藤田署長、工藤G主査、竹田G担当
 - ② 協議事項
 - ・津別消防庁舎基本構想(案)について

- (29) 消防職員全体説明 平成30年 8月16日(木)
 - ① 出席者
 - ・藤田署長、高橋・栗原・柳澤警防司令、萬通信主幹、高橋・野口・中村・工藤G主査、竹田・柏葉・興石・橘井・阿部・香川・柴田・高橋G担当
 - ② 協議事項
 - ・津別消防庁舎建設今後のスケジュールについて
 - ・津別消防庁舎基本構想(案)について